

アクションプランの主な改定内容について(案)

項 目	改正アクションプランに盛り込む内容
<p>1 昨年9月にとりまとめたアクションプランにおいて、今後検討すべきものとされた分野におけるコスト縮減の取組</p> <p>(1) 加工食品の製造・流通、外食段階における食料供給コスト</p> <p>(2) 水産物の供給コスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「21世紀新農政2006」においては、<u>国内農業の体質強化の観点から食料供給コスト縮減に取り組むこととされていることから、国産農産物を原料とする食品産業の供給コストを中心に検証。</u> ・ <u>国産農産物の重要な供給先である食品産業は、食の安全等の消費者ニーズ、輸入食品との競合や食品環境対策上の課題に対応しつつ、厳しい競争にさらされながら、コスト縮減に向けた取組を継続的に行っているところ。</u> ・ このような中、原材料供給の不安定性や中小零細な産業構造等という食品産業の特質に着目しつつ、 <u>食と農の連携強化や企業の農業参入等による国産原料調達等の効率化</u> <u>再編合理化やIT化等による経営基盤の強化</u> <u>食品環境対策に対応した効率的な取組の推進</u> を通じて食品産業のコスト縮減に向けた生産性の向上等を図る。 ・ 水産物は、<u>産地と消費地の2段階での市場取引や水揚港毎に産地市場が存在するといった特徴があり、これに起因する産地市場の零細性、買受人の新規参入が必要以上に制限されていること等コスト縮減のために早急に検討を要する課題が多い。</u> ・ このため、国としては、 <u>産地市場の統廃合や産地市場と消費地市場との垂直統合、買受人の新規参入による市場運営の改善等の産地における取組に対する支援を通じて流通コスト縮減を推進。</u> <u>併せて、漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化、技術開発等により漁業生産コストの低減を推進。</u> ・ なお、消費地市場に係るコスト縮減に係る取組については、既に食料供給コスト縮減アクションプランにおいて整理済み。

項 目	改正アクションプランに盛り込む内容
<p>2 アクションプランに盛り込まれている取組の一層の推進</p> <p>(1) 低価格資材の供給や効率利用等</p> <p>(2) 卸売市場改革や物流合理化等</p> <p>(3) 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応</p> <p>(4) 農協の経済事業改革の推進</p>	<p><u>規制や補助制度の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業機械、施設への補助制度の見直し ・ 科学的知見等を踏まえ、化学肥料について可能な限り登録の有効期間を延長 <p><u>担い手の経営におけるコスト縮減に重点をおいた流通改革の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型包装農薬や輸入高度化成肥料の流通・販売の推進(輸入高度化成肥料の港湾からの大型トラックによる直接配送 等) <p>新たに<u>工程表</u>を策定し、取組を着実に推進。</p> <p><u>強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)の配分にあたって、物流の効率化に資する取組(通い容器の普及、電子タグやEDIの導入などIT技術の活用 等)の状況を反映。</u></p> <p><u>食品リサイクル・ループの構築による効率的なりサイクル等の取組を推進。</u></p> <p>農協等の活動に関し不公正な取引が行われぬよう、公正取引委員会が策定・公表する「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」等を踏まえ、関係機関が連携して農協等への指導等を実施する。</p>
<p>3 目標(食料供給コストを5年で2割縮減)の検証方法</p>	<p>検証方法としては、</p> <p>アクションプランに盛り込まれた取組について、<u>生産性向上等の政策的効果を、把握・分析(政策効果の検証)</u>(例えば、「低価格資材の供給や効率利用等」、「経営規模拡大、技術開発等」、「卸売市場改革や物流効率化等」によるコスト縮減効果)</p> <p>食料供給産業全体のコスト縮減について、<u>産業連関表(マクロ統計)を活用して、試算・検証(マクロ検証)</u></p> <p>農業経営統計調査等(ミクロ統計)を活用して、<u>主要品目別(コメ、野菜等)に検証(ミクロ検証)</u>が考えられるが、いずれの方法も単独での検証方法としては限界があることから、～を併せて行うことにより、<u>総合的、複線的に検証を行うことが適当。</u></p>

食料供給コスト縮減アクションプランの改定案

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">食料供給コスト縮減アクションプラン (平成19年4月改定)</p> <p>1 はじめに 食料・農業を取り巻く世界の状況を見ると、水資源の不足、砂漠化、地球温暖化等の環境問題や、開発途上国を中心とした食料不足の問題等に加えて、最近においては、原油価格の世界的高騰を背景に、石油代替エネルギー源としての農産物需要が高まる等世界の中長期的な食料需給には多くの不安定要因が存在する。 このような中、我が国は、飽食ともいえるべき豊かな食生活を享受している反面、供給熱量ベースで食料の6割を海外に依存し、しかも、特定国への輸入依存度が高く、輸入先国の作柄や作付け等の変動による影響を受けやすい状況にあるなど、我が国の食料供給構造には脆弱性が内在している。 一方で、食と農の距離が拡大し、消費者からは農業生産や食品流通の実態が見えにくくなっているとの声があり、食品ロス等が問題となっている。 消費者ニーズに対応した質の高い食料を将来にわたって安定的に供給していくためには、生産から流通・消費に至る国内の食料供給をめぐる諸問題を解決し、国内農業の体質強化を図っていくことが重要である。 国内農業の体質を強化するためには、担い手の育成・確保等による農業構造改革の加速化に併せて、食料供給コストの縮減により、内外の競争激化に耐えうるよう価格競争力の強化を図ったり、コスト縮減によって生じた利潤を付加価値向上のための投資に振り向ける等新たな経営展開を図っていくことが重要である。 こうした中、「21世紀新農政2006」(平成18年4月食料・農業・農村政策推進本部決定)において方向付けられた今後の農政の展開の中では、国内農業の体質強化に向けた取組として、「担い手の育成・確保と新規参入の促進」と「食料供給コスト縮減に向けた強力な取組」が位置付けられ、これらをスピード感を持って推進していかなければならないとされた。 このうち、食料供給コストの縮減については、生産から流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組をとりまとめ、5年で2割の縮減を目標として、聖域を設けず強力に推進することとされた。このため、民間の経験、有識者の知見を活かした「食料供給コスト縮減検証委員会」において、本食料供給コスト縮減アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)に基づく取組について、委員会の知見を反映させながら着実な推進を図っていくこととする。 今回改定するアクションプランは、平成18年9月にとりまとめたアクションプランにおいて「今後、コスト縮減に向けた生産性の向上等総合的な取り組みを推進すること」とされた「加工食品の製造・流通段階や外食段階」等の取り組みを含め、平成19年3月に開催した「食料供給コスト縮減検証委員会」での議論を踏まえ、本アクションプランに位置づけたものである。また、水産物供給コストの縮減に関する取組についても、「水産政策審議会」等による検討を通して平成19年3月20日に閣議決定された「水産基本計画」に基づき、本アクションプランに位置づけたところである。</p>	<p style="text-align: center;">食料供給コスト縮減アクションプラン</p> <p>1 はじめに 食料・農業を取り巻く世界の状況を見ると、水資源の不足、砂漠化、地球温暖化等の環境問題や、開発途上国を中心とした食料不足の問題等に加えて、最近においては、原油価格の世界的高騰を背景に、石油代替エネルギー源としての農産物需要が高まる等世界の中長期的な食料需給には多くの不安定要因が存在する。 このような中、我が国は、飽食ともいえるべき豊かな食生活を享受している反面、供給熱量ベースで食料の6割を海外に依存し、しかも、特定国への輸入依存度が高く、輸入先国の作柄や作付け等の変動による影響を受けやすい状況にあるなど、我が国の食料供給構造には脆弱性が内在している。 一方で、食と農の距離が拡大し、消費者からは農業生産や食品流通の実態が見えにくくなっているとの声があり、食品ロス等が問題となっている。 消費者ニーズに対応した質の高い食料を将来にわたって安定的に供給していくためには、生産から流通・消費に至る国内の食料供給をめぐる諸問題を解決し、国内農業の体質強化を図っていくことが重要である。 国内農業の体質を強化するためには、担い手の育成・確保等による農業構造改革の加速化に併せて、食料供給コストの縮減により、内外の競争激化に耐えうるよう価格競争力の強化を図ったり、コスト縮減によって生じた利潤を付加価値向上のための投資に振り向ける等新たな経営展開を図っていくことが重要である。 こうした中、「21世紀新農政2006」(平成18年4月食料・農業・農村政策推進本部決定)において方向付けられた今後の農政の展開の中では、国内農業の体質強化に向けた取組として、「担い手の育成・確保と新規参入の促進」と「食料供給コスト縮減に向けた強力な取組」が位置付けられ、これらをスピード感を持って推進していかなければならないとされた。 このうち、食料供給コストの縮減については、生産から流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組をとりまとめ、5年で2割の縮減を目標として、聖域を設けず強力に推進することとされたところである。このため、民間の経験、有識者の知見を活かした「食料供給コスト縮減検証委員会」において、本食料供給コスト縮減アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)に基づく取組について、委員会の知見を反映させながら着実な推進を図っていくこととする。 今回とりまとめるアクションプランは、本年6月に「食料供給コスト縮減検証委員会」の第1回会合を開催して以降、9月までに4回の委員会を開催して検討した上で、当面の取組をとりまとめたものである。</p>

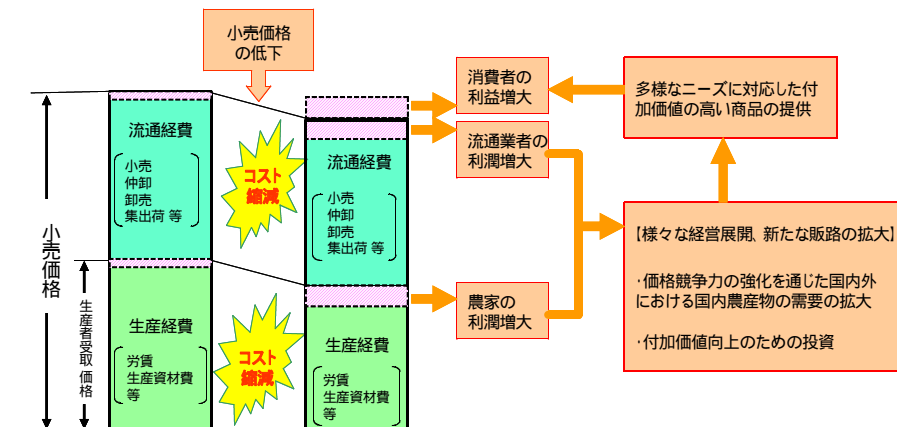
3 食料供給コスト縮減による効果

食料供給コストを、生産から流通の各段階で縮減することによって、食料供給ルート全体の体質が強化され、消費者の利益増大等につながっていくことが期待される。具体的には以下のような効果が生じることが期待される。

食料の供給サイドである生産者や食品産業事業者にとっては、コスト縮減への取組により、販売価格の引下げによる外国産農産物等との価格競争力の強化を通じて、国内外における**国産農産物等**の需要の拡大を図ることが可能となる、あるいは、コスト縮減によって生じた利潤の増加を、付加価値向上のための投資に振り向けることで、消費者ニーズに対応した様々な経営展開、輸出等を含めた新たな販路の拡大を図ることが可能となる。

消費者にとっては、小売価格の低下による利益を享受すること、あるいは多様なニーズに対応した付加価値の高い商品の提供が受けられることが期待される。

生産経費、流通経費のコスト縮減による効果(生鮮品の例)



注1：上図は仮に価格水準が低下する場合についての例であり、価格水準を予測するものではない。

注2：価格水準は市場の需要と供給のバランスの下で決定されるものであり、必ずしもコスト縮減の効果が価格低下に反映されるものではないことに留意。

食料供給コストの縮減の検討に当たっては、まず、農政の推進上、重要な課題となっている生鮮（加工用原料を含む）段階の食料供給コストに関し、コスト縮減に向けた具体的な取組を推進することとする。

加工食品の製造・流通段階や外食段階についても、今後、コスト縮減に向けた生産性の向上等総合的な取組を推進することとする。

また、水産物については、食料供給コスト縮減の対象品目に含まれるものではあるが、現在、今年度末を目途に、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）の見直しを検討中であることから、その結果を踏まえ、別途検討の上追加していくこととする。

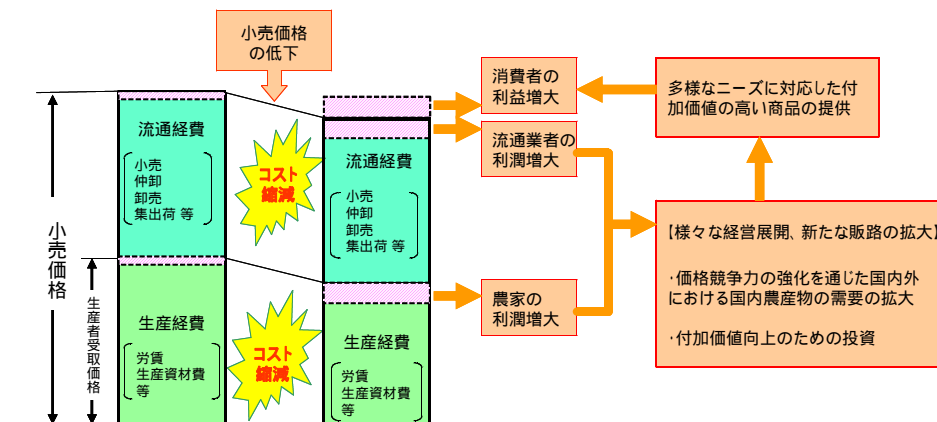
3 食料供給コスト縮減による効果

食料供給コストを、生産から流通の各段階で縮減することによって、食料供給ルート全体の体質が強化され、消費者の利益増大等につながっていくことが期待される。具体的には以下のような効果が生じることが期待される。

食料の供給サイドである生産者や食品産業事業者にとっては、コスト縮減への取組により、販売価格の引下げによる外国産農産物等との価格競争力の強化を通じて、国内外における**国内農産物**の需要の拡大を図ることが可能となる、あるいは、コスト縮減によって生じた利潤の増加を、付加価値向上のための投資に振り向けることで、消費者ニーズに対応した様々な経営展開、輸出等を含めた新たな販路の拡大を図ることが可能となる。

消費者にとっては、小売価格の低下による利益を享受すること、あるいは多様なニーズに対応した付加価値の高い商品の提供が受けられることが期待される。

生産経費、流通経費のコスト縮減による効果(例)



注1：上図は仮に価格水準が低下する場合についての例であり、価格水準を予測するものではない。

注2：価格水準は市場の需要と供給のバランスの下で決定されるものであり、必ずしもコスト縮減の効果が価格低下に反映されるものではないことに留意。

4 重点的に取り組むべき課題

「食料供給コスト縮減検証委員会」の議論を踏まえ、農林水産省をはじめとする関係者が、食料供給コスト縮減に向けて重点的に取り組むべき課題について、それぞれの取組を確実に推進することとする。

個々の取組の内容、取組目標等は別添に示すとおりであり、農林水産省としては、これらの取組が着実に推進されるよう、官民協力の推進に十分配慮しつつ、助言、指導、先進的な取組の普及等に取り組んでいく。

なお、農林水産省だけでは解決が困難な原油価格の高騰、交通インフラの整備、IT化等に関しては、関係府省等と連携した取組を行っていく。

生産コストの縮減等については、「食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）」で示された「生産努力目標（目標年次：平成27年度）」等に即して取り組んでいるところであるが、今回のアクションプランの策定、推進等を通じて、可能な限り目標達成の加速化を図る。

なお、生産段階の取組のうち、経営規模拡大による効率化、技術開発による省力化等に係る具体的な取組については、「食料・農業・農村基本計画」、「21世紀新農政2006」等に基づき推進しているところであり、これらの取組のあり方等についての検討も別途行っているところである。

また、水産物供給コストの縮減については、「水産基本計画（平成19年3月閣議決定）」に盛り込まれた取組を着実に実施していく。

（1）低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減

生産コストを縮減させるためには、生産コストの2～3割程度を占める生産資材費をはじめ、共同利用施設の利用料金等の縮減に取り組む必要がある。

生産資材費を縮減するため、輸入高度化成肥料、大型包装農薬や低コスト支援農機等の低価格資材の供給や低コスト耐候性ハウスの導入を促進する。なお、こうした低価格資材の供給を進めるに当たって、汎用化・高能率化等高性能農業機械の開発・実用化を進めるとともに、OEM（相手先ブランド製造）の推進や飼料会社の広域化など製造段階の合理化に向けた取組も重要である。

また、肥料、農薬等について、広域的な農家配送拠点の整備や港湾等からの直接配送の推進、バラ・フレコン輸送の促進など担い手の経営におけるコスト縮減に重点を置いた流通の合理化を進める。

さらに、利用段階の取組として、土壌診断に基づく適正施肥、防除暦の見直し等による農薬使用の合理化、担い手への作業集積等による農業機械の稼働面積の拡大等生産資材の効率的な利用等を推進する。

これらの取組を一層加速化するために、農林水産省は、農業機械・施設への補助制度の見直し、科学的知見等を踏まえた化学肥料の登録有効期間の延長といった規制の見直し等を行う。

4 重点的に取り組むべき課題

「食料供給コスト縮減検証委員会」においては、食料供給コスト縮減のあり方、生産段階や流通段階における個別のコスト縮減方策、農協や食品産業事業者の役割、消費者ニーズへの対応といった事項について活発な議論が行われた。

今般、その議論を踏まえ、農林水産省をはじめとする関係者が、食料供給コスト縮減に向けて重点的に取り組むべき課題について、それぞれの取組を確実に推進することとする。

個々の取組の内容、取組目標等は別添に示すとおりであり、農林水産省としては、これらの取組が着実に推進されるよう、官民協力の推進に十分配慮しつつ、助言、指導、先進的な取組の普及等に取り組んでいく。

なお、農林水産省だけでは解決が困難な原油価格の高騰、交通インフラの整備等に関しては、関係府省等と連携した取組を行っていく。

生産コストの縮減等については、「食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）」で示された「生産努力目標（目標年次：平成27年度）」等に即して取り組んでいるところであるが、今回のアクションプランの策定、推進等を通じて、可能な限り目標達成の加速化を図る。

なお、生産段階の取組のうち、経営規模拡大による効率化、技術開発による省力化等に係る具体的な取組については、「食料・農業・農村基本計画」、「21世紀新農政2006」等に基づき推進しているところであり、これらの取組のあり方等についての検討も別途行っているところである。

（1）低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減

生産コストを縮減させるためには、生産コストの2～3割程度を占める生産資材費をはじめ、共同利用施設の利用料金等の縮減に取り組む必要がある。

生産資材費を縮減するため、輸入高度化成肥料、大型包装農薬や低コスト支援農機等の低価格資材の供給や低コスト耐候性ハウスの導入を促進する。なお、こうした低価格資材の供給を進めるに当たって、汎用化・高能率化等高性能農業機械の開発・実用化を進めるとともに、OEM（相手先ブランド製造）の推進や飼料会社の広域化など製造段階の合理化に向けた取組も重要である。

また、肥料、農薬等について、広域的な農家配送拠点の整備や港湾等からの直行価格の設定、バラ・フレコン輸送の導入などの流通の合理化を進める。

さらに、利用段階の取組として、土壌診断に基づく適正施肥、防除暦の見直し等による農薬使用の合理化、担い手への作業集積等による農業機械の稼働面積の拡大等生産資材の効率的な利用等を推進する。

生産資材費以外の生産コストの縮減については、米等の大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の見直しや利用率向上に取り組み、共同利用施設の利用料金の削減を図るほか、水稲直播栽培や大豆不耕起栽培等省力化技術、野菜の機械化一貫体系、病害虫抵抗性品種の導入、家畜改良の推進等の新たな生産技術・品種の導入等に取り組むことによって、労働時間短縮と併せて、品質の向上と単収向上・安定化を図る。

(2) 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減

上記(1)の取組によるコスト縮減効果を発揮させるためには、これらの取組と併せて、土地利用型農業を中心とする経営規模の拡大、省力化・生産性向上に向けた技術開発を進めることが必要である。

このため、ほ場の大区画化や汎用化等の基盤整備と併せ、担い手への農地の利用集積を促進し、機械の稼働効率や作業体系の効率性の向上を図っているところである。

今般、平成19年産から新たに品目横断的経営安定対策を導入することとしているが、本対策では、従来の全農家への一律的支援から脱却し、望ましい農業構造の実現を念頭に、意欲的な一定規模以上の水準の経営体に施策を集中化・重点化することとしており、これにより、担い手への農地の利用集積や集落営農への参加に向けたインセンティブを高めることとしている。

しかし、現状として経営規模の拡大に伴って経営耕地が分散しがちであり、そのことが担い手の規模拡大意欲及び効率的な農地利用を阻害しているとの指摘があることから、今後は、**担い手にとっての真のコストダウン**につながる団地化したまとまりのある形での利用集積に対する集中的な支援を進めるとともに、農地の効率的利用のため、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進する。

また、生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するため、水田輪作体系における不耕起播種技術、馬鈴しょ収穫の効率化に資する土壌管理技術、超低コストハウス等、新技術の開発を進める。さらに、病害虫抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種の育成を進める。

(3) 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減

流通コストを縮減させるためには、青果・水産物物流の6～7割を扱っている卸売市場流通における効率的な流通システムの構築に向けた改革の着実な推進をはじめ、物流効率化に向けた取組、集出荷コストの縮減、消費者ニーズに対応した多様な流通チャネルの形成を推進する必要がある。

卸売市場については、改正卸売市場法等に基づく卸売市場の再編・合理化、ダイレクト物流(商物分離電子商取引)導入市場の拡大、卸売手数料の弾力化、

生産資材費以外の生産コストの縮減については、米等の大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の見直しや利用率向上に取り組み、共同利用施設の利用料金の削減を図るほか、水稲直播栽培や大豆不耕起栽培等省力化技術、野菜の機械化一貫体系、病害虫抵抗性品種の導入、家畜改良の推進等の新たな生産技術・品種の導入等に取り組むことによって、労働時間短縮と併せて、品質の向上と単収向上・安定化を図る。

(2) 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減

上記(1)の取組によるコスト縮減効果を発揮させるためには、これらの取組と併せて、土地利用型農業を中心とする経営規模の拡大、省力化・生産性向上に向けた技術開発を進めることが必要である。

このため、ほ場の大区画化や汎用化等の基盤整備と併せ、担い手への農地の利用集積を促進し、機械の稼働効率や作業体系の効率性の向上を図っているところである。

今般、平成19年産から新たに品目横断的経営安定対策を導入することとしているが、本対策では、従来の全農家への一律的支援から脱却し、望ましい農業構造の実現を念頭に、意欲的な一定規模以上の水準の経営体に施策を集中化・重点化することとしている。

これにより、**小規模農家について**、担い手への農地の利用集積や集落営農への参加に向けたインセンティブを高めることとしている。

今後は、真のコストダウンにつながる団地化したまとまりのある形での利用集積に対する集中的な支援を進めるとともに、農地の効率的利用のため、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進する**必要がある**。

また、生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するため、水田輪作体系における不耕起播種技術、馬鈴しょ収穫の効率化に資する土壌管理技術、超低コストハウス等、新技術の開発を進める。さらに、病害虫抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種の育成を進める。

(3) 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減

流通コストを縮減させるためには、青果・水産物物流の6～7割を扱っている卸売市場流通における効率的な流通システムの構築に向けた改革の着実な推進をはじめ、物流効率化に向けた取組、集出荷コストの縮減、消費者ニーズに対応した多様な流通チャネルの形成を推進する必要がある。

卸売市場については、改正卸売市場法等に基づく卸売市場の再編・合理化、ダイレクト物流(商物分離電子商取引)導入市場の拡大、卸売手数料の弾力化、

卸売市場管理運営への民間活力の導入や、転送に伴うコストの縮減のための地方卸売市場等の連携（共同集荷等）等を推進し、一層効率的な卸売市場流通の実現を図る。

また、通い容器の普及、電子タグ等のIT技術の活用、関係省庁との連携の下「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づくインターチェンジ近隣等への物流拠点の再編、配送の共同化等を推進し、燃料費の縮減をはじめとする物流の効率化を図る。

集出荷コストについては、段ボールの茶色箱化、通い容器の普及、実需者のニーズに応じた規格等での野菜の調製・出荷や産地の出荷規模の拡大等を推進する。

さらに、食と農の連携強化や地産地消の推進等により、消費者ニーズに対応した多様な流通チャネルの形成を推進する。

これら流通部門の取組については、工程表に基づき、取組を着実に推進する。

(4) 加工食品の製造・流通、外食段階における食料供給コストの縮減に向けた

生産性の向上等

健康・安全への高い関心や低価格志向等多様化する消費者ニーズや、安価な輸入食品の増加等に対応するため、食品産業のコスト縮減に向けた生産性の向上を図っていく必要がある。具体的には、食品産業が厳しい競争にさらされながら自らコスト縮減に取り組んでいる中で、原材料供給の不安定性、中小零細な産業構造等という食品産業の特質に着目しつつ、食と農の連携強化、製造工場の再編合理化、設備の近代化、EDIの導入などIT技術の活用等に対する支援を通じ、企業内部の生産性向上や同一業種内・異業種間の水平的・垂直的な連携等を図ることが重要である。

(5) 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減

常に形の整った野菜・果物を求めている消費者がすべてではない中で、食料供給者が消費者の品質や形状等に対するこだわりを過度に重視した出荷、販売等を行っていることが、多くの規格外品や食品ロスが発生する一因との指摘がある。

一方、形状にはこだわらずに、価格の安さや産地との顔の見える関係を指向する消費者や実需者に向けて農産物を供給する例も見られることから、多様なニーズに対応した選択肢を提供することでロスの発生を減らしつつ、同時に輸送コストや販売経費等も含めたトータルとしてのコスト縮減を実現する仕組みづくりも求められている。

このため、生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに適合した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化など多様なニーズへの効率的な対応、地場産品へのニーズに応える地産地消の推進など多様な流通形態による食料供給の実現を図っていく必要がある。

また、消費者・食品関連事業者・生産者のコミュニケーション、消費者への品質等に係る情報提供の充実等に取り組むことも重要である。

さらに、卸売市場における低温卸売場の整備を通じた低温流通の確立、簡易包装化や通い容器の普及等により、食品及び容器包装に係る廃棄物の減量化を図るとともに、食品リサイクル・ループの構築による効率的なリサイクル等の取組を推進する必要がある。

卸売市場管理運営への民間活力の導入や、転送に伴うコストの縮減のための地方卸売市場等の連携（共同集荷等）等を推進し、一層効率的な卸売市場流通の実現を図る。

また、通い容器の普及、電子タグ等のIT技術の活用、関係省庁との連携の下「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づくインターチェンジ近隣等への物流拠点の再編、配送の共同化等を推進し、燃料費の縮減をはじめとする物流の効率化を図る。

集出荷コストについては、段ボールの茶色箱化、通い容器の普及、実需者のニーズに応じた規格等での野菜の調製・出荷や産地の出荷規模の拡大等を推進する。

さらに、食と農の連携強化や地産地消の推進等により、消費者ニーズに対応した多様な流通チャネルの形成を推進する。

(4) 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減

常に形の整った野菜・果物を求めている消費者がすべてではない中で、食料供給者が消費者の品質や形状等に対するこだわりを過度に重視した出荷、販売等を行っていることが、多くの規格外品や食品ロスが発生する一因との指摘がある。

食品を消費者に可能な限り低コストで提供するという観点からは、多様な消費者ニーズに対応した選択肢を提供することでロスの発生を減らしつつ、同時に輸送コストや販売経費等も含めたトータルとしてのコスト縮減を実現する仕組みづくりも求められている。

このため、規格外品の発生抑制に資するバラ流通、多様なニーズへの対応等を効率的に実現するための食と農の連携の強化、地場産品へのニーズに応える地産地消の推進など多様な流通形態の構築により、多様な消費者ニーズに対応した食料供給の実現を図っていく必要がある。

また、消費者・流通業者・生産者のコミュニケーション、消費者への品質等に係る情報提供の充実等に取り組むことも重要である。

さらに、卸売市場における低温卸売場の整備を通じた低温流通の確立、簡易包装化や通い容器の普及等により、食品及び容器包装に係る廃棄物の減量化を図ることが重要である。

(6) 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減

農協を取り巻く競争環境の激化を背景として、農協系統自ら経済事業改革を進めているところであるが、このような農協系統の経済事業改革によって、農協系統を通じて取引される生産資材や農産物については、生産資材の流通経費や農産物の集出荷経費などが縮減され、食料供給コストの縮減に一定程度寄与することが期待される。

農協系統においては、全国農業協同組合中央会（全中）が平成17年3月に「基本方針」を策定し、各農協における経済事業改革を推進しているところである。この中で、全国・都道府県段階に経済事業改革の推進体制を整備し、事業目標として 営農指導機能の強化 消費者接近と農家手取向上のための販売事業の見直し 生産者とりわけ担い手に実感される生産資材価格の引下げと担い手への個別事業対応の実施 物流、農機、ガソリンスタンド、Aコープ（生活店舗）の収支改善・競争力強化 カントリーエレベーター等共同利用施設の運営改善 を設定するとともに、平成19年3月には、この基本方針を改定し、農協は担い手対応専任者・部署の設置など担い手に出向く体制を整備し、担い手に対する個別対応を行うなど、担い手への対応を強化することとしている。

さらに、農協は、農産物の販売事業、生産資材の購買事業のほか、営農指導事業、共済事業、営農資金の貸付けを行う信用事業など生産者に必要なサービスを総合的に提供しているところであり、これらの総合的な事業実施のメリットを活かすとともに、各事業における事業改革に継続して取り組むことを通じて、生産者の事業コスト縮減を目指していく必要がある。

また、農協系統における経済事業の全国組織である全国農業協同組合連合会（全農）においては、農林水産省から発出された業務改善命令に基づき平成17年12月に改善計画を策定し、抜本的な事業改革に取り組んでいるところであり、生産資材手数料の引下げ、米の流通コスト削減等の事業改革を引き続き進めていく必要がある。

このため、農林水産省としては、継続的に全農の改善計画の進捗状況を点検、検証するとともに、全中等による農協の経済事業改革の指導など、農協系統自らが行う経済事業改革を推進していく。

また、農協等の活動に関し不公正な取引が行われないう、公正取引委員会が策定・公表する「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」等を踏まえ、関係機関が連携して農協等への指導等を実施する。

(5) 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減

農協を取り巻く競争環境の激化を背景として、農協系統自ら経済事業改革を進めているところであるが、このような農協系統の経済事業改革によって、農協系統を通じて取引される生産資材や農産物については、生産資材の流通経費や農産物の集出荷経費などが縮減され、食料供給コストの縮減に一定程度寄与することが期待される。

農協系統においては、全国農業協同組合中央会（全中）が平成17年3月に「基本方針」を策定（平成18年3月改訂）し、各農協における経済事業改革を推進しているところである。この中で、全国・都道府県段階に経済事業改革の推進体制を整備するとともに、事業目標として 営農指導機能の強化 消費者接近と農家手取向上のための販売事業の見直し 生産者とりわけ担い手に実感される生産資材価格の引下げと担い手への個別事業対応の実施 物流、農機、ガソリンスタンド、Aコープ（生活店舗）の収支改善・競争力強化 カントリーエレベーター等共同利用施設の運営改善 を設定しているところである。

さらに、農協は、農産物の販売事業、生産資材の購買事業のほか、営農指導事業、共済事業、営農資金の貸付けを行う信用事業など生産者に必要なサービスを総合的に提供しているところであり、これらの総合的な事業実施のメリットを活かすとともに、各事業における事業改革に継続して取り組むことを通じて、生産者の事業コスト縮減を目指していく必要がある。

また、農協系統における経済事業の全国組織である全国農業協同組合連合会（全農）においては、農林水産省から発出された業務改善命令に基づき平成17年12月に改善計画を策定し、抜本的な事業改革に取り組んでいるところであり、生産資材手数料の引下げ、米の流通コスト削減等の事業改革を進めているところである。

このため、農林水産省としては、継続的に全農の改善計画の進捗状況を監視するとともに、全中等による農協の経済事業改革の指導など、農協系統自らが行う経済事業改革を推進していく。

生鮮農産物の食料供給コストの構成と重点的に取り組むべき課題との関係

<p>小売経費 〔人件費、運賃 等〕</p>	<p>(3)卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減 ・卸売市場改革の推進（卸売市場の再編・合理化、ダイレク物流の普及、卸売手数料の弾力化等） ・物流の効率化（通い容器の普及、電子タグ等のIT技術の活用、インターチェンジ近隣等への物流拠点の再編、配送の共同化等） ・集出荷コストの縮減（段ボール箱の茶色箱化、通い容器の普及、実需者ニーズに応じた規格等での野菜の調製・出荷等）</p>	<p>(5)品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効果的な対応によるコストの縮減 ・生鮮販売や加工・業務用とに於けるニーズに適切した規格あるいは無選別な出荷・流通の推進（契約取引の推進、仲介機能の強化） ・食と農の連携強化（食料産業クラスターの設立・展開支援） ・食と農の連携強化（モデルタウン構想の推進、コーディネーターの育成）</p>
<p>卸売経費 〔人件費、運賃 等〕</p>	<p>(6)農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減 ・農産物流通コストの縮減（米穀の流通コストの削減） ・生産資材コストの縮減（生産資材の大口割引率の拡大、低価格生産資材の供給、生産資材に係る全農の手数料の引下げ、生産資材に係る物流コスト削減）</p>	
<p>集出荷経費 〔販売知照費、共同利用施設利用料、系統手数料 等〕</p>	<p>(1)低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減 ・低価格資材の供給（輸入高度化成肥料、大型包装農薬、低コスト支援農機の供給等） ・生産資材の流通の合理化（広域的な農家配送拠点の整備、港湾等からの直行価格の見直し、バラ・フレコン輸送の導入等） ・生産資材の効率利用等（土壌診断に基づく適正施肥、防除歴の見直し、農業機械の稼働面積の拡大等） ・共同利用施設の利用率の向上（米等の大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の見直しや利用率向上） ・労働時間の短縮（水稲の直播栽培や野菜の機械化一貫体系など省力化技術の導入等） ・集収等の向上・安定化（病害虫抵抗性新品種や多収性新品種の導入、家畜改良の推進）</p>	
<p>労賃</p>	<p>(2)経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減 ・経営規模の拡大（担い手へのままとりのある形での農地利用集積の促進等） ・農地の効率的利用（農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進） ・新技術の開発による省力化（水田や畑における生産性の高い耕作システムの確立等）</p>	
<p>生産経費</p>		

目標：食料供給コスト

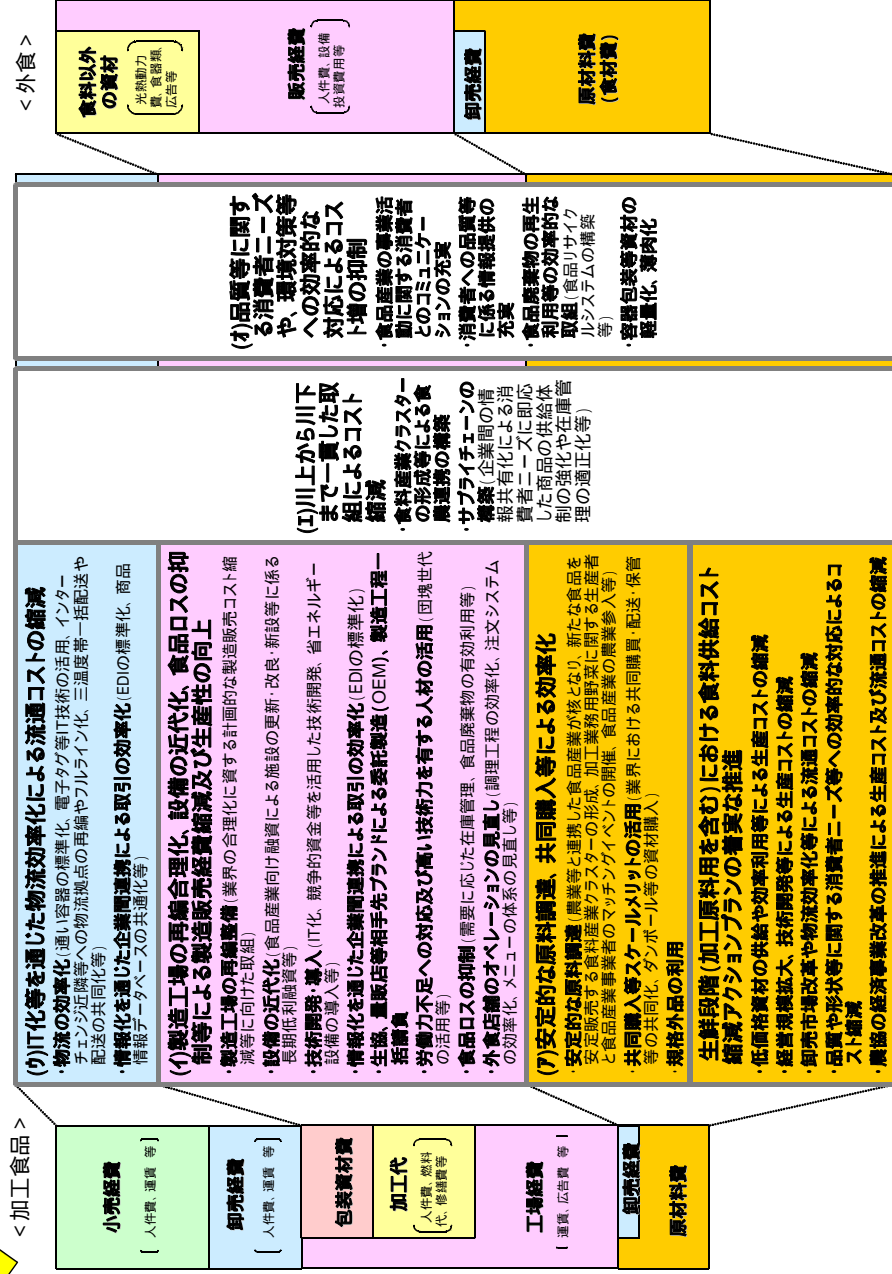
食料供給コストの構成と重点的に取り組むべき課題との関係

<p>小売経費 〔人件費、運賃 等〕</p>	<p>(3)卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減 ・卸売市場改革の推進（卸売市場の再編・合理化、ダイレク物流の普及、卸売手数料の弾力化等） ・物流の効率化（通い容器の普及、電子タグ等のIT技術の活用、インターチェンジ近隣等への物流拠点の再編、配送の共同化等） ・多様な流通チャネルの形成（食と農の連携強化、地産地消の推進等）</p>	<p>(4)品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効果的な対応によるコストの縮減 ・多様な流通形態の確立等（バラ流通、食と農の連携の強化、地産地消の推進、消費者・生産者・流通業者間のコミュニケーションの充実、消費者への品質等に関する情報提供の充実、低温流通の確立、簡易包装化、通い容器の普及等）</p>
<p>卸売経費 〔人件費、運賃 等〕</p>	<p>(5)農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減 ・農産物流通コストの縮減（米穀の流通コストの削減） ・生産資材コストの縮減（生産資材の大口割引率の拡大、低価格生産資材の供給、生産資材に係る全農の手数料の引下げ、生産資材に係る物流コスト削減）</p>	
<p>集出荷経費 〔販売知照費、共同利用施設利用料、系統手数料 等〕</p>	<p>(1)低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減 ・低価格資材の供給（輸入高度化成肥料、大型包装農薬、低コスト支援農機の供給等） ・生産資材の流通の合理化（広域的な農家配送拠点の整備、港湾等からの直行価格の見直し、バラ・フレコン輸送の導入等） ・生産資材の効率利用等（土壌診断に基づく適正施肥、防除歴の見直し、農業機械の稼働面積の拡大等） ・共同利用施設の利用率の向上（米等の大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の見直しや利用率向上） ・労働時間の短縮（水稲の直播栽培や野菜の機械化一貫体系など省力化技術の導入等） ・集収等の向上・安定化（病害虫抵抗性新品種や多収性新品種の導入、家畜改良の推進）</p>	
<p>物財費 〔農機具、肥料、賃借料、共同利用施設利用料、料金 等〕</p>	<p>(2)経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減 ・経営規模の拡大（担い手へのままとりのある形での農地利用集積の促進等） ・農地の効率的利用（農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進） ・新技術の開発による省力化（水田や畑における生産性の高い耕作システムの確立等）</p>	
<p>労賃</p>		
<p>生産経費</p>		

目標：食料供給コストを5年で2割縮減

トを5年で2割縮減

(4) 加工食品の供給コストの構成と食品産業が行っているコスト縮減に向けた取組との関係



(7) 水産物の食料供給コストの縮減

水産物に関して、消費地市場や物流、加工食品の製造、消費者への情報提供に関する施策など食料として一体的に推進すべき施策については、前述の取組の中で推進する。

更に、漁業生産資材及び水産物産地市場等については、以下の取組を推進する。

漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進

漁船、漁具、燃油等の漁業生産資材費を低減させるため、漁業協同組合系統（以下「漁協系統」という。）資材メーカーを始めとする関係者による生産・流通の合理化に向けた取組と漁業者による生産現場での効率的な利用に向けた取組を促進する。

特に、漁業経営に影響を与える燃油価格の高騰に対応し、流通の効率化による燃油供給コストの縮減や、燃料効率が高い設備の導入による省エネ型漁業への転換を促進する。また、老朽化が進み代船が緊急の課題となっている漁船について、標準船型の導入等によって漁業収益に応じた船価の実現を図る。

水産物産地市場の改革等による流通コストの削減

国産水産物の競争力を強化するため、ロットをまとめ、規格を揃えて水産物の安定供給を図る流通拠点を整備する。

このため、電子商取引による機能的な統合を含む産地市場の統廃合や産地市場と消費地市場との垂直統合、買受人の新規参入による市場運営の改善等の産地における取組を促進する。その際、こうした取組の方向性を明確化し、その円滑な実施を促す観点から、「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」の見直しを行う。

また、相当程度の取扱量・金額規模を有する地域を対象として、漁業者団体等と最終実需者との直接取引に対する支援及び高度な衛生管理に対応した流通施設の整備を重点的に実施するとともに、加工施設や保管施設の整備を促進する。

前浜ごとの様々な水産物の販路を求める産地と鮮度が良く安全な水産物を求める消費者とをつなぐ、産地直送を含む多様な流通経路の構築を図る。その際、魚の旬など前浜の水産物に関する情報の発信を始めとして、情報インフラを活用しつつ、積極的な情報交流を促進する。

5 今後、情報収集・現状分析等を進めるべきその他の事項

委員からの指摘を踏まえ、直接的にはコスト縮減には結びつかないものや別途検討を行っているもの等についても、今後、情報収集や現状分析等を進めていく必要がある。

6 食料供給コスト縮減のための取組の実施状況等の検証

食料供給コスト縮減の取組を進めるに当たっては、P D C A (Plan-Do-Check-Action)の仕組みを導入する。具体的には、アクションプランに基づいて実施した各年度の取組について、その実施状況・成果について点検を行うとともに、事例の分析等を通して施策の有効性を検証する。また、これら検証結果を踏まえ、食料供給コストの5年で2割縮減の達成を目指して、アクションプランの見直し、充実を図ることとする。その際、目標達成により農政上にどのような変化が生じるかという点に留意することが必要である。

食料供給コスト縮減の具体的な検証については、アクションプランに盛り込まれた取組についての生産性向上等の政策的効果の検証、食料供給コストのマクロ的な検証、主要品目別の生産・流通コストのミクロ的な検証により総合的、複線的に行う。

7 検証に当たって留意すべき事項

食料供給コスト縮減に向けた取組の検証に当たっては、生産コストや流通コストに直接的に影響する生産資材の原材料や原油価格の高騰など経済情勢の変化に留意する必要がある。

また、食料供給コストの増加につながりうる今後の消費者ニーズや環境保全への関心の高まり等の変化にも留意する必要がある。

5 今後、情報収集・現状分析等を進めるべきその他の事項

アクションプランでは、重点的に取り組むべき課題として位置付けられなかった以下の事項については、委員からの指摘を踏まえ、直接的にはコスト縮減には結びつかないものや別途検討を行っているものも含め、今後、情報収集や現状分析等を進めていく必要がある。

- ・鮮度、形状等に対する消費者ニーズの分析等
- ・利用権による担い手への面的な農地集積等の更なる促進方策のあり方
- ・食べ残しや食品の廃棄等に関する消費者への普及啓発の促進など環境保全等への対応とコスト縮減の両立
- ・加工食品の製造・流通段階や外食段階における、産地との連携、生産性の向上方策等

6 食料供給コスト縮減のための取組の実施状況等の検証

食料供給コスト縮減の取組を進めるに当たっては、P D C A (Plan-Do-Check-Action)の仕組みを導入する。具体的には、アクションプランに基づいて実施した各年度の取組について、その実施状況・成果について点検を行うとともに、事例の分析等を通して施策の有効性を検証する。また、これら検証結果を踏まえ、食料供給コストの5年で2割縮減の達成を目指して、アクションプランの見直し、充実を図ることとする。その際、目標達成により農政上にどのような変化が生じるかという点に留意することが必要である。

食料供給コストの縮減状況については、当面、生鮮（加工用原料を含む）段階の食料供給コストに関して、コストの計測可能性を踏まえつつ、検証していく。

7 検証に当たって留意すべき事項

食料供給コスト縮減に向けた取組の検証に当たっては、生産コストや流通コストに直接的に影響する生産資材の原材料や原油価格の高騰など経済情勢の変化に留意する必要がある。

また、食料供給コストの増加につながりうる今後の消費者ニーズや環境保全への関心の高まり等の変化にも留意する必要がある。

食料供給コスト縮減アクションプラン(別添)の改定案

変更案				現 行			
重点的に取り組むべき課題に係る取組				重点的に取り組むべき課題に係る取組			
1 低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減				1 低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減			
項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体	項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
低価格資材の供給				低価格資材の供給			
低価格な肥料の供給促進	<p>ヨルダンから輸入した低価格な高度化成肥料の供給を地域の実情に応じて推進し、高度化成肥料における輸入高度化成肥料の普及割合を拡大。</p> <p>BB(バルク・ブレンド)肥料の広域流通の推進等により、高度複合肥料におけるBB肥料の普及割合を拡大。</p> <p>科学的知見、事故の発生リスク等を踏まえ、化学肥料について可能な限り登録有効期間を延長(3年～6年)</p>	<p>36%(注)(16年) 43%(22年)</p> <p>(注:化学肥料全体に占める普及割合は5.1%)</p> <p>47%(16年) 50%(22年) (全農・経済連分)</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>全国農業協同組合連合会・経済農業協同組合連合会 全国肥料商連合会</p> <p>農林水産省</p>	低価格な肥料の供給促進	<p>ヨルダンから輸入した低価格な高度化成肥料の供給を地域の実情に応じて推進し、高度化成肥料における輸入高度化成肥料の普及割合を拡大。</p> <p>BB(バルク・ブレンド)肥料の広域流通の推進等により、高度複合肥料におけるBB肥料の普及割合を拡大。</p>	<p>36%(注)(16年) 43%(22年)</p> <p>(注:化学肥料全体に占める普及割合は5.1%)</p> <p>47%(16年) 50%(22年) (全農・経済連分)</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>全国農業協同組合連合会・経済農業協同組合連合会 全国肥料商連合会</p>
低価格な農薬の普及促進	<p>包装経費の削減等による低価格な大型包装品(基準規格対比 5～38%)の品目数を拡大。</p> <p>拡散技術の向上により増量剤の低減を図ることにより輸送費等が低減できる軽量除草剤(価格低減率 4%)の北海道における稲作農家への普及を拡大。</p> <p>特許が切れた有効成分を原料とする低価格なジェネリック農薬(価格低減率 15～30%)の普及率を拡大。</p>	<p>17品目(16年) 40品目(22年)</p> <p>66%(16年) 80%(22年)</p> <p>8%(16年) 20%(22年)</p> <p>(先行農薬であるアセフェート剤に占める割合)</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>農薬工業会</p> <p>全国農業協同組合連合会</p>	低価格な農薬の普及促進	<p>包装経費の削減等による低価格な大型包装品(基準規格対比 5～38%)の品目数を拡大。</p> <p>拡散技術の向上により増量剤の低減を図ることにより輸送費等が低減できる軽量除草剤(価格低減率 4%)の北海道における稲作農家への普及を拡大。</p> <p>特許が切れた有効成分を原料とする低価格なジェネリック農薬(価格低減率 15～30%)の普及率を拡大。</p>	<p>17品目(16年) 40品目(22年)</p> <p>66%(16年) 80%(22年)</p> <p>8%(16年) 20%(22年)</p> <p>(先行農薬であるアセフェート剤に占める割合)</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p> <p>農薬工業会</p> <p>全国農業協同組合連合会</p>
低価格な農業機械の供給	<p>基本性能を確保しつつ、機能の特化等により従来機種よりも1割程度低価格な「低コスト支援農機」の担い手向け大型機種に占める普及割合を拡大(全農においては、担い手向け韓国トラクタの輸入取扱や国産のJAグループ独自型式の設定・機種拡大を行う)。</p> <p>全農等販売業者や農業者のニーズを踏まえ、大型機種を含む低コスト支援農機の供給を適切に実施。</p>	<p>41%(17年) 54%(22年) (全農分)</p>	<p>全国農業協同組合連合会 全国農業機械商業協同組合連合会</p> <p>(社)日本農業機械工業会</p>	低価格な農業機械の供給	<p>基本性能を確保しつつ、機能の特化等により従来機種よりも1割程度低価格な「低コスト支援農機」の担い手向け大型機種に占める普及割合を拡大(全農においては、担い手向け韓国トラクタの輸入取扱や国産の独自型式トラクタの取扱も行う)。</p> <p>全農等販売業者や農業者のニーズを踏まえ、大型機種を含む低コスト支援農機の供給を適切に実施。</p>	<p>41%(17年) 54%(22年) (全農分)</p>	<p>全国農業協同組合連合会 全国農業機械商業協同組合連合会</p> <p>(社)日本農業機械工業会</p>
肥料の製造設備の合理化等の推進	肥料の製造施設について、稼働率の向上や交錯輸送の抑制等に資するOEM(相手先ブランド製造)の実施等により製造設備の合理化を推進。		肥料製造8団体	肥料の製造設備の合理化等の推進	肥料の製造施設について、稼働率の向上や交錯輸送の抑制等に資するOEM(相手先ブランド製造)の実施等により製造設備の合理化を推進。		肥料製造8団体
農業機械の型式・仕様の集	製造コストの縮減に向け、主要農業機械(トラクタ、田植	17年に対して仕	(社)日本農業機	農業機械の型式・仕様の集	製造コストの縮減に向け、主要農業機械(トラクタ、田植	17年に対して仕	(社)日本農業機

約化等	機及びコンバイン)の型式・仕様数の集約化、部品の共通化・点数の削減、OEM等を推進。	様数を5%削減(22年)	械工業会
中古農業機械の活用促進	中古農業機械について、インターネットによる情報提供、展示会の開催等による活用促進	332ヶ所(17年) 550ヶ所(22年) (中古農業機械のインターネットによる情報の共有化に取り組むJA農機センター数)	全国農業協同組合連合会 全国農業機械商業協同組合連合会
高性能農業機械の開発・実用化の促進	農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発。		農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター
低コスト耐候性ハウスの導入促進等	低コスト耐候性ハウス(30%:鉄骨ハウス比)の導入を推進するとともに、一層の施設設置コストの低減に向け超低コストハウス(同50%)の開発・実用化を推進。	累計導入件数 104件(16年) 350件(22年) (全農分)	農林水産省、全国農業協同組合連合会
配合飼料の製造の合理化等	地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進。(飼料会社1社当たりの供給量を拡大) 主要メーカー等における配合飼料価格の公表等生産者への情報提供の充実。	6社 3社(21年) 〔地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。〕	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会、主要飼料メーカー

生産資材の流通の合理化

肥料の港湾等からの直行価格の設定等	輸入高度化成肥料における多段階輸送の解消による運賃や倉庫保管料等の削減を図るため、新たに港湾等からの農家への直行価格(従来比10~15%)を設定し、その普及を図る。また、国産品についても順次メーカー等との交渉により取扱品目を拡大。 港湾等からの直行の取扱量のうち、生産者の自己取りによるものは更なる安価な価格(注)を設定し、主要地域において実施。 (注:港湾・倉庫又は工場まで、直接農家が取りに来た場合の配送料金を値引きした価格)	0%(16年) 3.8%(22年) 〔輸入高度化成肥料分〕	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会
肥料等の物流の合理化	広域をカバーする農家配送拠点の設置数を拡大。 需要や受入施設の整備状況に応じて、パラ・フレコン流通を促進。 大型包装の農薬や低価格肥料の流通・販売の推進など	115ヵ所(16年) 300ヵ所(22年)	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会 肥料製造8団体 全国農業協同組合

約化等	機及びコンバイン)の型式・仕様数の集約化、部品の共通化・点数の削減、OEM等を推進。	様数を5%削減(22年)	械工業会
中古農業機械の活用促進	中古農業機械について、インターネットによる情報提供、展示会の開催等による活用促進		全国農業協同組合連合会 全国農業機械商業協同組合連合会
高性能農業機械の開発・実用化の促進	農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発。		農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター
低コスト耐候性ハウスの導入促進等	低コスト耐候性ハウス(30%:鉄骨ハウス比)の導入を推進するとともに、一層の施設設置コストの低減に向け超低コストハウス(同50%)の開発・実用化を推進。	累計導入件数 104件(16年) 350件(22年) (全農分)	農林水産省、全国農業協同組合連合会
配合飼料の製造の合理化等	地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進。(飼料会社1社当たりの供給量を拡大) 主要メーカー等における配合飼料価格の公表等生産者への情報提供の充実。	6社 3社(21年) 〔地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。〕	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会、主要飼料メーカー

生産資材の流通の合理化

肥料の港湾等からの直行価格の設定等	輸入高度化成肥料における多段階輸送の解消による運賃や倉庫保管料等の削減を図るため、新たに港湾等からの農家への直行価格(従来比10~15%)を設定し、その普及を図る。また、国産品についても順次メーカー等との交渉により取扱品目を拡大。 港湾等からの直行の取扱量のうち、生産者の自己取りによるものは更なる安価な価格(注)を設定し、主要地域において実施。 (注:港湾・倉庫又は工場まで、直接農家が取りに来た場合の配送料金を値引きした価格)	0%(16年) 3.8%(22年) 〔輸入高度化成肥料分〕	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会
肥料等の物流の合理化	広域をカバーする農家配送拠点の設置数を拡大。 需要や受入施設の整備状況に応じて、パラ・フレコン流通を促進。	115ヵ所(16年) 300ヵ所(22年)	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会 肥料製造8団体

	<u>担い手の経営におけるコスト縮減に重点をおいた営農・販売・購買が一体となった流通体制の構築を推進。</u>		<u>連合会</u>
農薬の有効期限の延長化等	物理化学的観点から有効期限の長期化が可能と判断できた薬剤について有効期限を順次延長。 現場販売員の育成と併せ、農家への効率的な農薬利用の指導推進、製造メーカーへの期限切れ返品削減によるトータルコストの削減を促進。	有効期限2～3年を3～5年を目途に延長 返品率を削減する組合員の割合の増加	農薬工業会 全国農業協同組合
農業機械の割引制度の活用促進	農業機械の購入に当たり、流通在庫の軽減が図られ、有利な条件で取引できる計画注文による割引制度について、農協等に対してPR活動や周知徹底等によりその活用を拡大。		全国農業協同組合連合会
担い手への営農用燃料等の供給価格の縮減	担い手向け価格について、新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定。		全国農業協同組合連合会
生産資材の効率利用等			
効率的な施肥技術の普及促進	モデル地区を設定して、効率的な施肥技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。 土壌診断・施肥設計ソフトの普及を拡大。 地域の施肥基準を基にきめ細かな施肥設計の普及を推進。	モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減 215本(16年) 400本(22年) 土壌診断に基づく適正施肥の推進	農林水産省 全国農業協同組合連合会 都道府県
合理的な農薬利用の促進	モデル地区を設定して、農薬の効率的な施用技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。 水稲いもち病抵抗性品種等の病害虫抵抗性の優れた新品種の普及を推進。 <u>病害虫・雑草の発生状況に応じ、天敵等の利用による最適な防除手段を講じる総合的な管理システムの普及推進。</u> 防除暦の見直しや農薬の適正使用を指導。	モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減 コシヒカリBL等の奨励品種採用の促進 使用農薬・回数削減	農林水産省 農林水産省、都道府県 <u>農林水産省</u> 全国農業協同組合連合会、都道府県
農業機械の稼働面積の拡大	モデル地区を設定して、農業機械の稼働面積の拡大に資する作期分散技術等を導入するとともに、集落内の余剰農機の処分等の取組を併せて推進することにより、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。	モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減	農林水産省

農薬の有効期限の延長化等	物理化学的観点から有効期限の長期化が可能と判断できた薬剤について有効期限を順次延長。 現場販売員の育成と併せ、農家への効率的な農薬利用の指導推進、製造メーカーへの期限切れ返品削減によるトータルコストの削減を促進。	有効期限2～3年を3～5年を目途に延長 返品率を削減する組合員の割合の増加	農薬工業会 全国農業協同組合
農業機械の割引制度の活用促進	農業機械の購入に当たり、流通在庫の軽減が図られ、有利な条件で取引できる計画注文による割引制度について、農協等に対してPR活動や周知徹底等によりその活用を拡大。		全国農業協同組合連合会
担い手への営農用燃料等の供給価格の縮減	担い手向け価格について、新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定。		全国農業協同組合連合会
生産資材の効率利用等			
効率的な施肥技術の普及促進	モデル地区を設定して、効率的な施肥技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。 土壌診断・施肥設計ソフトの普及を拡大。 地域の施肥基準を基にきめ細かな施肥設計の普及を推進。	モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減 215本(16年) 400本(22年) 土壌診断に基づく適正施肥の推進	農林水産省 全国農業協同組合連合会 都道府県
合理的な農薬利用の促進	モデル地区を設定して、農薬の効率的な施用技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。 水稲いもち病抵抗性品種等の病害虫抵抗性の優れた新品種の普及を推進。 防除暦の見直しや農薬の適正使用を指導。	モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減 コシヒカリBL等の奨励品種採用の促進 使用農薬・回数削減	農林水産省 農林水産省、都道府県 全国農業協同組合連合会、都道府県
農業機械の稼働面積の拡大	モデル地区を設定して、農業機械の稼働面積の拡大に資する作期分散技術等を導入するとともに、集落内の余剰農機の処分等の取組を併せて推進することにより、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。	モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減	農林水産省

	農業機械の適正導入の推進、担い手への作業集積、経営組織体の前段階としての農作業受委託組織や農業機械の共同利用組織の育成を推進。	農業機械の稼働面積の拡大	都道府県
	農業機械の適正導入・効率利用を指導する機械化プランナー(農協職員)を育成。	全農協(約800名)	全国農業協同組合連合会
農業機械の長期利用のための点検整備等の推進	農業機械の長期使用傾向に対応した部品供給体制の整備。 ・供給年限ガイドラインによる補修用部品の長期安定供給 ・部品供給センターの即納率の維持 農業機械の長期使用のための定期点検・整備の推進。	法定耐用年数+4年 発注から1~2日中に納品できる割合:95%以上の確保	(社)日本農業機械工業会 全国農業協同組合連合会 全国農業機械商業協同組合連合会

	農業機械の適正導入の推進、担い手への作業集積、経営組織体の前段階としての農作業受委託組織や農業機械の共同利用組織の育成を推進。	農業機械の稼働面積の拡大	都道府県
	農業機械の適正導入・効率利用を指導する機械化プランナー(農協職員)を育成。	全農協(約800名)	全国農業協同組合連合会
農業機械の長期利用のための点検整備等の推進	農業機械の長期使用傾向に対応した部品供給体制の整備。 ・供給年限ガイドラインによる補修用部品の長期安定供給 ・部品供給センターの即納率の維持 農業機械の長期使用のための定期点検・整備の推進。	法定耐用年数+4年 発注から1~2日中に納品できる割合:95%以上の確保	(社)日本農業機械工業会 全国農業協同組合連合会 全国農業機械商業協同組合連合会

その他生産コストの縮減			
共同利用施設の利用料金の引下げ	米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施。 個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導。		農業協同組合 農林水産省
施設園芸における省エネ対策の実施等による光熱動力費の縮減	自然エネルギーの活用やエネルギー利用効率を大幅に高める革新技術の導入等を推進。	エネルギー使用量の削減	農林水産省
21 新技術の導入等による労働時間の短縮	土地利用型作物については、大規模経営体に相応しい革新的技術を組み合わせたモデル経営体の育成を通じた、水稲直播栽培や大豆不耕起栽培等の省力化技術の普及を推進。 野菜等園芸作物については、リレー利用を含めた野菜の機械化一貫体系の導入や共同選別の実施、果樹園の基盤整備やわい化栽培、低樹高仕立て栽培、労働時間の長い着色管理作業(玉回し、葉積み等)を大幅に削減できる高着色系品種への転換を推進。 畜産については、ほ乳ロボット等新技術の導入等による飼養管理技術の高度化、コントラクター、ヘルパー等のサービス事業者による作業の外部化等を推進。	品目横断的経営安定対策の対象経営の1%程度をモデル経営体として育成	農林水産省、都道府県 農林水産省 農林水産省
22 新品種や新技術の導入等による単収の向上、安定化	土地利用型作物については、病害虫の抵抗性等品種の導入や不耕起密植栽培、春まき小麦の根雪前(11月上旬)播種等の新技術の導入を推進。		農林水産省、都道府県、農業団体

その他生産コストの縮減			
共同利用施設の利用料金の引下げ	米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施。 個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導。		農業協同組合 農林水産省
施設園芸における省エネ対策の実施等による光熱動力費の縮減	自然エネルギーの活用やエネルギー利用効率を大幅に高める革新技術の導入等を推進。	エネルギー使用量の削減	農林水産省
21 新技術の導入等による労働時間の短縮	土地利用型作物については、大規模経営体に相応しい革新的技術を組み合わせたモデル経営体の育成を通じた、水稲直播栽培や大豆不耕起栽培等の省力化技術の普及を推進。 野菜等園芸作物については、リレー利用を含めた野菜の機械化一貫体系の導入や共同選別の実施、果樹園の基盤整備やわい化栽培、低樹高仕立て栽培、労働時間の長い着色管理作業(玉回し、葉積み等)を大幅に削減できる高着色系品種への転換を推進。 畜産については、ほ乳ロボット等新技術の導入等による飼養管理技術の高度化、コントラクター、ヘルパー等のサービス事業者による作業の外部化等を推進。	品目横断的経営安定対策の対象経営の1%程度をモデル経営体として育成	農林水産省、都道府県 農林水産省 農林水産省
22 新品種や新技術の導入等による単収の向上、安定化	土地利用型作物については、病害虫の抵抗性等品種の導入や不耕起密植栽培、春まき小麦の根雪前(11月上旬)播種等の新技術の導入を推進。		農林水産省、都道府県、農業団体

	<p>野菜等園芸作物については、多収性品種及び大玉化・高単収栽培技術の実証・普及を推進。また、施設園芸分野においては、「スーパーホルトプロジェクト協議会」を発足させ、民間活力主導の下に産学官が連携して、園芸施設・装置コストの低減と生産力の増加を推進。</p> <p>畜産については、家畜改良を推進し、乳量、増体等の家畜の能力向上を促進。</p>	<p>農林水産省、 (社)日本施設園芸協会</p> <p>農林水産省</p>
農林水産省による助言・指導等		
23 農林水産省による助言・指導等	上記の取組につき、関係団体等からの取組状況の自己点検・分析結果の報告(毎年)やブロック会議、意見交換(随時)等を通じて進捗状況をフォローアップするとともに、必要に応じて助言、指導等を実施。	農林水産省

	<p>野菜等園芸作物については、多収性品種及び大玉化・高単収栽培技術の実証・普及を推進。また、施設園芸分野においては、「スーパーホルトプロジェクト協議会」を発足させ、民間活力主導の下に産学官が連携して、園芸施設・装置コストの低減と生産力の増加を推進。</p> <p>畜産については、家畜改良を推進し、乳量、増体等の家畜の能力向上を促進。</p>	<p>農林水産省、 (社)日本施設園芸協会</p> <p>農林水産省</p>
農林水産省による助言・指導等		
23 農林水産省による助言・指導等	上記の取組につき、関係団体等からの取組状況の自己点検・分析結果の報告(毎年)やブロック会議、意見交換(随時)等を通じて進捗状況をフォローアップするとともに、必要に応じて助言、指導等を実施。	農林水産省

2 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
経営規模の拡大			
担い手への農地の利用集積の促進	<p>認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化の推進を図るために、担い手育成総合支援協議会による集落内の農地等に関する情報整備や優良農地確保のための監視活動、農地利用調整活動などを支援。</p> <p>農地保有合理化事業の促進を図るために、農地保有合理化法人などを対象とした全国での会議(9ブロック)や研修会(全3回)の開催を支援。</p> <p>インターネットにより農地情報を公開し、地域内外から<u>広範に農地の出し手・受け手</u>を募集できる仕組みを構築。</p> <p><u>地域合意に基づき、担い手に農地を面的にまとまりのある形で集積するための支援を実施。</u></p>	<p>平成27年に効果的かつ安定的な農業経営が経営する農地が、全耕地の7~8割程度とする。</p>	<p>農林水産省</p> <p>全国農地保有合理化協会</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
農地の効率的利用			
企業等の農外からの新規参入の促進	<p>参入を希望する企業等への農地情報の提供等地域と企業等とのマッチングの推進、企業等に対する制度資金の融資などの支援を実施。</p>	<p>参入法人数を、平成22年度末までに現在の3倍増の500法人とする。</p>	<p>農林水産省</p>
新技術の開発による生産コストの縮減			
技術開発による省力化	<p>生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するための研究開発を実施。</p> <p>・水田輪作体系における不耕起播種技術の開発</p> <p>・馬鈴しょ収穫の効率化に資する土壌管理技術の開発</p> <p>・園芸用施設の低コスト化のための工法の開発 等</p> <p>病害虫抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種の育成</p>	<p>独立行政法人等による左記の着実な推進</p>	<p>農林水産省</p>
高性能農業機械の開発・実用化の促進 (再掲)	<p>農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発。</p>	<p>高性能農業機械の開発・実用化の促進</p>	<p>農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター</p>

2 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
経営規模の拡大			
担い手への農地の利用集積の促進	<p>認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化の推進を図るために、担い手育成総合支援協議会による集落内の農地等に関する情報整備や優良農地確保のための監視活動、農地利用調整活動などを支援。</p> <p>農地保有合理化事業の促進を図るために、農地保有合理化法人などを対象とした全国での会議(9ブロック)や研修会(全3回)の開催を支援。</p> <p><u>農地の利用集積を広域的・集団的に促進するために、インターネット等により農地情報を公開し、地域外からも農地の引受希望者を募集できる仕組みを構築。</u></p> <p><u>農地の利用集積及び集団化推進施策を検討するために、担い手への農地の利用集積及び集団化に関する調査を実施。</u></p> <p><u>平成19年度予算において、規模拡大に伴ってほ場が分散しがちな現場の実態に対応して、担い手に農地をまとまった形で団地化して集積するための支援措置を要求。</u></p>	<p>担い手への農地利用集積面積を毎年度4.2万ha増加</p>	<p>農林水産省</p> <p>全国農地保有合理化協会</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
農地の効率的利用			
企業等の農外からの新規参入の促進	<p>参入を希望する企業等への農地情報の提供等地域と企業等とのマッチングの推進、企業等に対する制度資金の融資などの支援を実施。</p>	<p>参入法人数を、平成22年度末までに現在の3倍増の500法人とする。</p>	<p>農林水産省</p>
新技術の開発による生産コストの縮減			
技術開発による省力化	<p>生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するための研究開発を実施。</p> <p>・水田輪作体系における不耕起播種技術の開発</p> <p>・馬鈴しょ収穫の効率化に資する土壌管理技術の開発</p> <p>・園芸用施設の低コスト化のための工法の開発 等</p> <p>病害虫抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種の育成</p>	<p>独立行政法人等による左記の着実な推進</p>	<p>農林水産省</p>
高性能農業機械の開発・実用化の促進 (再掲)	<p>農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発。</p>	<p>高性能農業機械の開発・実用化の促進</p>	<p>農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター</p>

3 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
卸売市場改革の推進			
卸売市場の再編・合理化	再編措置に取り組むことが必要な中央卸売市場については、具体的な取組内容及び実施時期を平成18年度中に決定したところ(中央卸売市場整備計画に記載)。本決定を踏まえ、再編措置に取り組む中央卸売市場は措置を実施。 産地の大型化等に伴う「転送」の増加を踏まえ、地方及び大都市周辺の卸売市場の連携による最適な物流システムの確立に向けた実証試験等を実施。	再編措置に取り組む市場(9市場(22年度末まで)) 新たに共同集荷に参加する市場数(115市場(20年度末まで))	農林水産省 農林水産省
商物分離によるダイレクト物流の促進	平成16年の卸売市場法の改正により、流通の効率化を図る観点から、インターネット等を活用した電子商取引を行う場合、物品を市場に搬入して取引しなければならない商物一致規制が緩和されたところ。 本改正を踏まえ、モデル地区における電子商取引システムの開発、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果の実証等を実施。	商物分離電子商取引導入中央卸売市場の拡大 3%(18年度) 40~50%(22年度)	農林水産省
卸売手数料の弾力化、買付集荷の自由化	平成16年の卸売市場法の改正により、開設者の裁量により機能・サービスに見合った卸売手数料を徴収することが可能とされるとともに(平成21年度施行)、委託集荷の原則が廃止され、消費者の動向に的確に対応した商品の計画的かつ効率的な集荷が可能となったところ。 本改正を踏まえ、第8次卸売市場整備基本方針(目標年度:平成22年度)に基づき、「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換等を図るため、関係者による取組状況や先進事例等の把握、周知を実施。	先進的取組の普及拡大(約20件/年)(共通)	農林水産省
卸売市場管理運営への民間活力の導入	卸売市場の管理運営について、 ・指定管理者制度の導入や民間委託等により管理業務のアウトソーシングを推進 ・移転新設や大規模増改築等に係る施設整備については原則としてPFI事業を活用 により、民間活力の導入を促進。	先進的取組の普及拡大(約20件/年)(共通)	農林水産省
物流の効率化			
通い容器の普及	通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。	通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)	農林水産省
電子タグやEDIの導入などIT技術の活用	検品等の物流プロセスに電子タグを導入し、電子化された取引情報の活用と相まって物流作業の効率化を図るため、卸売市場を中心とする生鮮食品流通に電子タグを導入した作業体系について、産地・卸売市場・小売の各流通	電子タグを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減	農林水産省

3 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
卸売市場改革の推進			
卸売市場の再編・合理化	再編措置に取り組むことが必要な中央卸売市場については、具体的な取組内容及び実施時期を決定(平成18年度中)(中央卸売市場整備計画に記載)。 産地の大型化等に伴う「転送」の増加を踏まえ、地方及び大都市周辺の卸売市場の連携による最適な物流システムの確立に向けた実証試験等を実施。	卸・仲卸業者の従業員1人当たり取扱金額の向上(対前年比) 卸・仲卸業者の従業員1人当たり取扱金額の向上(対前年比)	農林水産省 農林水産省
商物分離によるダイレクト物流の促進	平成16年の卸売市場法の改正により、流通の効率化を図る観点から、インターネット等を活用した電子商取引を行う場合、物品を市場に搬入して取引しなければならない商物一致規制が緩和されたところ。 本改正を踏まえ、モデル地区における電子商取引システムの開発、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果の実証等を実施。	商物分離電子商取引導入中央卸売市場の拡大 3%(18年度) 40~50%(22年度)	農林水産省
卸売手数料の弾力化、買付集荷の自由化	平成16年の卸売市場法の改正により、開設者の裁量により機能・サービスに見合った卸売手数料を徴収することが可能とされるとともに(平成21年度施行)、委託集荷の原則が廃止され、消費者の動向に的確に対応した商品の計画的かつ効率的な集荷が可能となったところ。 本改正を踏まえ、第8次卸売市場整備基本方針(目標年度:平成22年度)に基づき、「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換等を図るため、関係者による取組状況や先進事例等の把握、周知を実施。	卸・仲卸業者の従業員1人当たり取扱金額の向上(対前年比)	農林水産省
卸売市場管理運営への民間活力の導入	卸売市場の管理運営について、 ・指定管理者制度の導入や民間委託等により管理業務のアウトソーシングを推進 ・移転新設や大規模増改築等に係る施設整備については原則としてPFI事業を活用 により、民間活力の導入を促進。	卸売市場開設者による取組の拡大	農林水産省
物流の効率化			
通い容器の普及	通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。	通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)	農林水産省
電子タグやEDIの導入などIT技術の活用	検品等の物流プロセスに電子タグを導入し、電子化された取引情報の活用と相まって物流作業の効率化を図るため、卸売市場を中心とする生鮮食品流通に電子タグを導入した作業体系について、産地・卸売市場・小売の各流通	電子タグを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減	農林水産省

	段階における実証実験を実施。本実証実験を通じ、電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを削減。			
	関係省庁と連携しつつ、次世代EDIの普及に向けた標準化等の取組を推進	電子商取引を実施する食品流通業者等の割合(31.8%(18年度) 50.0%(23年度))	農林水産省	
低廉な輸送手段の活用	生鮮食品輸送のモーダルシフト(トラックから鉄道等への転換)促進に向け、ロット(コンテナ積載容量)や帰り荷の確保といった課題を克服するための方策の検討、具体的な効果等の検証を実施。	生鮮食品の輸送における鉄道等の利用の普及	農林水産省	
配送の共同化、都市内物流の効率化	先進事例等の収集、食品関連事業者への情報提供等による事業者の主体的な取組の支援等により、関係省庁と連携しつつ、配送の共同化等の都市内物流の効率化を推進。	食品関連事業者による取組の拡大	農林水産省	
物流拠点の再編	高速道路、空港、港湾等の周辺といった立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を図るため、関係省庁と連携しつつ、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の策定について食品流通関係事業者等への普及・啓発を行い、物流拠点の再編を促進。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数(農林水産省、経済産業省、国土交通省の合計)110件(21年)	農林水産省	
食品小売業の低コストモデルの普及定着	食品小売業において、適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及、消費者への商品情報伝達機能の強化を推進。	コスト削減ビジネスモデルの提示(30件(23年度まで))	農林水産省	

強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)の配分にあたって、物流の効率化に資する取組の状況を反映。

集出荷コストの縮減

共同利用施設の利用料金の引下げ等(再掲)	米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施。	利用率向上等による利用料金の引下げ	農業協同組合
	個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導。		農林水産省
段ボールの茶色箱化等による低コスト化	段ボールに占める茶色箱(従来比 5~7%)の普及割合を拡大。	53%(16年) 60%(22年)	全国農業協同組合連合会
	段ボール原紙に占める低コスト原紙(従来比 1~5%)の普及割合を拡大。	35%(16年) 80%(22年)	全国農業協同組合連合会
	関係団体等の取組のフォローアップと助言・指導を通じ		農林水産省

	段階における実証実験を実施。本実証実験を通じ、電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを削減。			
	関係省庁と連携しつつ、次世代EDIの普及に向けた標準化等の取組を推進	電子商取引を実施する食品流通業者等の割合(31.8%(18年度) 50.0%(23年度))	農林水産省	
低廉な輸送手段の活用	生鮮食品輸送のモーダルシフト(トラックから鉄道等への転換)促進に向け、ロット(コンテナ積載容量)や帰り荷の確保といった課題を克服するための方策の検討、具体的な効果等の検証を実施。	生鮮食品の輸送における鉄道等の利用の普及	農林水産省	
配送の共同化、都市内物流の効率化	先進事例等の収集、食品関連事業者への情報提供等による事業者の主体的な取組の支援等により、関係省庁と連携しつつ、配送の共同化等の都市内物流の効率化を推進。	食品関連事業者による取組の拡大	農林水産省	
物流拠点の再編	高速道路、空港、港湾等の周辺といった立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を図るため、関係省庁と連携しつつ、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の策定について食品流通関係事業者等への普及・啓発を行い、物流拠点の再編を促進。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数(農林水産省、経済産業省、国土交通省の合計)110件(21年)	農林水産省	
食品小売業の低コストモデルの普及定着	食品小売業において、適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及、消費者への商品情報伝達機能の強化を推進。	食品小売業者におけるコスト低減の取組の拡大	農林水産省	

集出荷コストの縮減

共同利用施設の利用料金の引下げ等(再掲)	米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施。	利用率向上等による利用料金の引下げ	農業協同組合
	個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導。		農林水産省
段ボールの茶色箱化等による低コスト化	段ボールに占める茶色箱(従来比 5~7%)の普及割合を拡大。	53%(16年) 60%(22年)	全国農業協同組合連合会
	段ボール原紙に占める低コスト原紙(従来比 1~5%)の普及割合を拡大。	35%(16年) 80%(22年)	全国農業協同組合連合会
	関係団体等の取組のフォローアップと助言・指導を通じ		農林水産省

	た着実な実施を推進。		
通い容器の普及（再掲）	通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。	通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)	農林水産省
実需者のニーズに応じた規格等での野菜の調製・出荷による低コスト化	実需者が希望する品質・規格・荷姿による出荷が可能な契約取引を推進するため、産地と実需者等との情報交換の場の設置や農協・農業団体向けに品目別・用途別コストダウンに係るパンレットを作成・配布。 委託販売中心の生産・出荷体制から脱却し、多様な供給先を開拓するとともに、供給先の要望等に対して柔軟かつ機動的に対応できる生産・出荷体制を整備。	契約取引の推進 生産・出荷体制の整備	農林水産省 農業協同組合
集出荷施設の統廃合等	社会経済情勢の変化等により稼働率が低い既存の集出荷施設を統廃合し、大規模集出荷施設に集約させることを誘導。 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づいて、集送乳関連施設や食肉処理施設の再編整備を推進。	集出荷施設の統廃合等の誘導 集送乳関連施設及び食肉処理施設の再編整備の推進	農林水産省 農林水産省

	た着実な実施を推進。		
通い容器の普及（再掲）	通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。	通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)	農林水産省
実需者のニーズに応じた規格等での野菜の調製・出荷による低コスト化	実需者が希望する品質・規格・荷姿による出荷が可能な契約取引を推進するため、産地と実需者等との情報交換の場の設置や農協・農業団体向けに品目別・用途別コストダウンに係るパンレットを作成・配布。 委託販売中心の生産・出荷体制から脱却し、多様な供給先を開拓するとともに、供給先の要望等に対して柔軟かつ機動的に対応できる生産・出荷体制を整備。	契約取引の推進 生産・出荷体制の整備	農林水産省 農業協同組合
集出荷施設の統廃合等	社会経済情勢の変化等により稼働率が低い既存の集出荷施設を統廃合し、大規模集出荷施設に集約させることを誘導。 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づいて、集送乳関連施設や食肉処理施設の再編整備を推進。	集出荷施設の統廃合等の誘導 集送乳関連施設及び食肉処理施設の再編整備の推進	農林水産省 農林水産省

多様な流通チャネルの形成			
食と農の連携強化を通じた食料供給コストの縮減	食品産業と農業の連携の強化による消費者、実需者ニーズへの的確な対応を図るため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進、地域農水産物のブランド化等の推進等を実施。 青果ネットカタログ「SEICA」の普及 全国の生産者が生産出荷情報をHPに登録し、実需者、消費者に提供する青果ネットカタログ「SEICA」()について、システムの充実や活用方法等の積極的なPRを推進し、一層の情報登録、利用の普及を推進。 (財)食品流通構造改善促進機構、(独)農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所が開発・運営。	食品生産製造等提携事業計画の認定件数300件(19年度～23年度) 情報登録数の拡大(5,688(18年4月) 15,000(24年度))	農林水産省 農林水産省
地産地消の推進を通じた食料供給コストの縮減	生産者と消費者の顔の見える関係を構築するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定の推進等の取組を通じて、地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用を拡大。	地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(平成19年度末まで)	農林水産省

多様な流通チャネルの形成			
食と農の連携強化を通じた食料供給コストの縮減	食品産業と農業の連携の強化による消費者、実需者ニーズへの的確な対応を図るため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進、地域農水産物のブランド化等の推進等を実施。 青果ネットカタログ「SEICA」の普及 全国の生産者が生産出荷情報をHPに登録し、実需者、消費者に提供する青果ネットカタログ「SEICA」()について、システムの充実や活用方法等の積極的なPRを推進し、一層の情報登録、利用の普及を推進。 (財)食品流通構造改善促進機構、(独)農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所が開発・運営。	生産者、食品産業者による取組の拡大 情報登録数の拡大	農林水産省 農林水産省
地産地消の推進を通じた食料供給コストの縮減	生産者と消費者の顔の見える関係を構築するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定の推進等の取組を通じて、地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用を拡大。	地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(平成19年度末まで)	農林水産省

4 加工食品の製造・流通、外食段階における食料供給コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
安定的な原料調達、共同購入等による生産性向上			
食と農の連携強化を通じた食料供給コストの縮減(再掲)	食品産業と農業の連携の強化による消費者、実需者ニーズへの的確な対応を図るため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等を実施。	生産者、食品産業事業者による取組の拡大	農林水産省
製造工場の再編合理化、設備の近代化等による生産性向上等			
製造工場の再編合理化、近代化等を通じた生産性向上等	製造工場の再編合理化や経営革新等に向けた食品企業が行う施設整備等を支援。	施設整備等の円滑な実施	農林水産省
IT化等を通じた物流効率化による流通コストの縮減			
EDIの導入などIT技術の活用(再掲)	関係省庁と連携しつつ、次世代EDIの普及に向けた標準化等の取組を推進	電子商取引を実施する食品流通業者等の割合 (31.8%(18年度) 50.0%(23年度))	農林水産省
通い容器の標準化	食品関連事業者が取り組む通い容器の標準化の取組と連携。	通い容器の標準化	農林水産省
配送の共同化、都市内物流の効率化(再掲)	先進事例等の収集、食品関連事業者への情報提供等による事業者の主体的な取組の支援等により、関係省庁と連携しつつ、配送の共同化等の都市内物流の効率化を推進。	食品関連事業者による取組の拡大	農林水産省
低廉な輸送手段の活用	関係省庁と連携しつつ、加工食品輸送のモーダルシフト(トラックから鉄道等への転換)を促進。	加工食品の輸送における鉄道等の利用の普及	農林水産省
物流拠点の再編(再掲)	高速道路、空港、港湾等の周辺といった立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を図るため、関係省庁と連携しつつ、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の策定について食品流通関係事業者等への普及・啓発を行い、物流拠点の再編を促進。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数(農林水産省、経済産業省、国土交通省の合計)110件(21年)	農林水産省

5 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
消費者ニーズへの対応			
消費者が求める規格外品等の供給拡大	<p>農産物の生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに適合した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化等を促進するため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等を実施。</p> <p>消費者が求める地域内で生産された農産物の販売拡大を促進するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定を進め、地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用等を拡大。</p>	<p>生産者、食品産業事業者による取組の拡大</p> <p>地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(平成19年度末まで)</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
消費者に対する啓発普及等	消費者等に対する普及・啓発の実施、消費者への的確な情報提供、消費者・ 食品関連事業者 ・生産者間のコミュニケーションの充実、地産地消、食農連携、直接販売の取組を強化することにより食品ロスの低減、商品化率の向上等を図るほか、簡易包装化等の取組により食料供給コストの増加を抑制。		農林水産省
環境問題への関心の高まりへの対応			
食品ロスの発生抑制、処理コストの削減	<p>卸売市場における低温卸売場の整備を通じたコールドチェーンの構築による食品ロスの発生抑制の取組を推進。</p> <p>平成18年度が、食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率向上の取組の目標年度であることを踏まえ、目標未達成業者の多い小売業、外食産業を中心に食品関連事業者等への普及啓発を実施。</p> <p>経済的な食品リサイクルを目指す地域のモデル的な取組への支援。特に小規模事業者における新たなリサイクルのビジネスモデルを提示することにより、取組の普及を図る。</p>	<p>中央卸売市場における低温卸売場の整備率 9.1%(17年度) 11.1%(21年度)</p> <p>我が国全体の食品循環資源の再生利用等実施率:45%(16年度) 52%(18年度)</p> <p>現在のリサイクルコストを10%削減 現在の焼却処理委託コストと比較した負担増150%以内</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
容器包装廃棄物の減量化、通い容器への転換による段ボールの使用削減の促進	<p>容器包装リサイクル法の改正に伴い、食品関連事業者の容器包装の過剰な使用の抑制などの促進等を内容とする政省令の改正を本年度中に行い、19年度から23年度までの5年間にレジ袋等の1割削減を果たすため、食品関連事業者に対し、改正内容の普及啓発を実施。</p> <p>通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器</p>	<p>食品関連事業者(小売業者)における排出抑制の取組の拡大 18年度中に規定を整備し、23年度までに1割削減</p> <p>通い容器の本格的な普及</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

4 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
消費者ニーズへの対応			
消費者が求める規格外品等の供給拡大	<p>食品産業と農業の連携の強化を通じた規格外品等も含むバラ流通、バラ売りの拡大を促進するため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等を実施。</p> <p>消費者が求める地域内で生産された農産物の販売拡大を促進するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定を進め、地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用等を拡大。</p>	<p>生産者、食品産業事業者による取組の拡大</p> <p>地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(平成19年度末まで)</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
消費者に対する啓発普及等	消費者等に対する普及・啓発の実施、消費者への的確な情報提供、消費者・生産者・ 流通業者 間のコミュニケーションの充実、地産地消、食農連携、直接販売の取組を強化することにより食品ロスの低減、商品化率の向上等を図るほか、簡易包装化等の取組により食料供給コストの増加を抑制。		農林水産省
環境問題への関心の高まりへの対応			
食品ロスの発生抑制、処理コストの削減	<p>卸売市場における低温卸売場の整備を通じたコールドチェーンの構築による食品ロスの発生抑制の取組を推進。</p> <p>平成18年度が、食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率向上の取組の目標年度であることを踏まえ、目標未達成業者の多い小売業、外食産業を中心に食品関連事業者等への普及啓発を実施。</p>	<p>中央卸売市場における低温卸売場の整備率 9.1%(17年度) 11.1%(21年度)</p> <p>我が国全体の食品循環資源の再生利用等実施率:45%(16年度) 52%(18年度)</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
容器包装廃棄物の減量化、通い容器への転換による段ボールの使用削減の促進	<p>容器包装リサイクル法の改正に伴い、食品関連事業者の容器包装の過剰な使用の抑制などの促進等を内容とする政省令の改正を本年度中に行い、19年度から23年度までの5年間にレジ袋等の1割削減を果たすため、食品関連事業者に対し、改正内容の普及啓発を実施。</p> <p>通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器</p>	<p>食品関連事業者(小売業者)における排出抑制の取組の拡大 18年度中に規定を整備し、23年度までに1割削減</p> <p>通い容器の本格的な普及</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

	の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。	(17年の普及率3.1%)			供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。	3.1%)	
--	--	---------------	--	--	--	-------	--

6 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
生産資材コストの縮減			
生産資材の大口割引の割引率の拡大など全農による担い手への生産資材の価格還元	大口割引率の拡大、大口ロット条件の向上など、担い手向け価格条件と大型規格商品について次の施策を中心に拡充。 肥料農薬の既存大口設定奨励措置(割引率等)の拡大 新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定 輸入高度化成肥料の港湾・倉庫等からの直行条件、自己取り条件の充実 農薬大型規格商品の拡大 担い手向け輸入農機、独自型式農機の取扱 なお、18年度から前倒しができるものは、前倒しで実施。 各都道府県ごとに担い手対応強化施策を策定。 担い手に向く営農指導体制の整備、農協営農経済渉外担当者の設置拡大などを実施。	事業規模を現行の10億円強/年相当を19年度からの5年間で120～160億円相当へ (現行17品目を20年度40品目)	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合中央会、農業協同組合
高度化成肥料、BB肥料、農薬大型規格品、低コスト支援農機の普及拡大	生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定。 「生産資材コスト低減チャレンジプラン」21年度の到達目標の例 ・全農の取扱高度化成肥料に占める輸入高度化成肥料の普及率 ・全農の取扱高度複合肥料に占めるBB肥料の割合 ・全農の農薬大型規格品の品目数 ・低コスト支援農機の導入率 県別プランの策定と推進。 農協版の生産コスト低減プランを作成し、具体的取組を推進。	36%(16肥料年度) 43%(21肥料年度) 25%(16肥料年度) 28%(21肥料年度) 17品目(16農薬年度) 40品目(21農薬年度) 62%(16年度) 72%(21年度)	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会 農業協同組合
肥料農薬等の生産資材について、全農の手数料を引下げ	肥料農薬等の生産資材について、次の手順で手数料の引下げを行うとともに、全国・県本部の手数料を一本化。 (19年度から) 生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、新たに「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定 県別・農協別プランの策定と推進 手数料の実態調査と引下げの検討	16年度手数料290億円を基準として、18年度18億円削減、19年度累計27億円削減、20年度以降累計36億円削減	全国農業協同組合連合会

5 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
生産資材コストの縮減			
生産資材の大口割引の割引率の拡大など全農による担い手への生産資材の価格還元	大口割引率の拡大、大口ロット条件の向上など、担い手向け価格条件と大型規格商品について次の施策を中心に拡充。 肥料農薬の既存大口設定奨励措置(割引率等)の拡大 新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定 輸入高度化成肥料の港湾・倉庫等からの直行条件、自己取り条件の充実 農薬大型規格商品の拡大 担い手向け輸入農機、独自型式農機の取扱 なお、18年度から前倒しができるものは、前倒しで実施。 各都道府県ごとに担い手対応強化施策を策定。 担い手に向く営農指導体制の整備、農協営農経済渉外担当者の設置拡大などを実施。	事業規模を現行の10億円強/年相当を19年度からの5年間で120～160億円相当へ (現行17品目を20年度40品目)	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合中央会、農業協同組合
高度化成肥料、BB肥料、農薬大型規格品、低コスト支援農機の普及拡大	生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定。 「生産資材コスト低減チャレンジプラン」21年度の到達目標の例 ・全農の取扱高度化成肥料に占める輸入高度化成肥料の普及率 ・全農の取扱高度複合肥料に占めるBB肥料の割合 ・全農の農薬大型規格品の品目数 ・低コスト支援農機の導入率 県別プランの策定と推進。 農協版の生産コスト低減プランを作成し、具体的取組を推進。	36%(16肥料年度) 43%(21肥料年度) 25%(16肥料年度) 28%(21肥料年度) 17品目(16農薬年度) 40品目(21農薬年度) 62%(16年度) 72%(21年度)	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会 農業協同組合
肥料農薬等の生産資材について、全農の手数料を引下げ	肥料農薬等の生産資材について、次の手順で手数料の引下げを行うとともに、全国・県本部の手数料を一本化。 (19年度から) 生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、新たに「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定 県別・農協別プランの策定と推進 手数料の実態調査と引下げの検討	16年度手数料290億円を基準として、18年度18億円削減、19年度累計27億円削減、20年度以降累計36億円削減	全国農業協同組合連合会

配合飼料の製造の合理化等	地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進。(飼料会社1社当たりの供給量を拡大)	6社 3社(21年) 〔地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。〕	全国農業協同組合連合会
肥料農薬などについて、農協グループを通じた物流コスト削減	肥料農薬などについて、次の手順で広域物流成功事例を普及し、農協グループを通じた物流コストを削減。 県域マスタープランに基づく農協への推進 広域物流実施農協の拡大(年間計画の策定と4半期ごとの進捗管理) 農協物流コスト削減目標・行動計画の策定と進捗管理	16年度推定1,200億円を17年度9.2億円削減、20年度160億円削減	全国農業協同組合連合会・農業協同組合・農業協同組合中央会
農産物流通コストの低減			
米穀の流通コストの削減	〔流通コストの削減〕 米穀の流通コストを削減。 各県の共計費用・流通コストの実態調査 県ごとに各費用項目の削減目標の設定・公表 削減目標として、現行600円程度/60kgの販売対策費の18年産からの廃止と運賃の徹底した削減 市場連動型の運賃とその決定の透明性を確保する仕組みを導入し、農産物の物流コストを削減。(18年度から) 〔手数料の見直し〕 全農と経済連が統合した府県では農協ごとの米穀手数料設定基準を全国一本化し、平均水準の10%削減と稲作所得基盤確保対策等の事務手数料(現行30円程度/60kg)の廃止(19年度から)。	米穀の現行60kgあたり3,000円程度の流通コストを、2,000円以内の可能な限り低い水準に削減。(20年産までに)	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会
農林水産省による指導等			
農林水産省による指導等	全農に対しては、業務改善命令(17年10月13日)において、「改善計画」(17年12月8日策定)の実行を求めているところであり、同命令に基づき「改善計画」の進捗状況を監視し、その実行が担保されるよう指導。 また、全中等による農協の経済事業改革の指導など、農協系統自らが行う農協の経済事業改革を促進。		農林水産省

配合飼料の製造の合理化等	地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進。(飼料会社1社当たりの供給量を拡大)	6社 3社(21年) 〔地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。〕	全国農業協同組合連合会
肥料農薬などについて、農協グループを通じた物流コスト削減	肥料農薬などについて、次の手順で広域物流成功事例を普及し、農協グループを通じた物流コストを削減。 県域マスタープランに基づく農協への推進 広域物流実施農協の拡大(年間計画の策定と4半期ごとの進捗管理) 農協物流コスト削減目標・行動計画の策定と進捗管理	16年度推定1,200億円を17年度9.2億円削減、20年度160億円削減	全国農業協同組合連合会・農業協同組合・農業協同組合中央会
農産物流通コストの低減			
米穀の流通コストの削減	〔流通コストの削減〕 米穀の流通コストを削減。 各県の共計費用・流通コストの実態調査 県ごとに各費用項目の削減目標の設定・公表 削減目標として、現行600円程度/60kgの販売対策費の18年産からの廃止と運賃の徹底した削減 市場連動型の運賃とその決定の透明性を確保する仕組みを導入し、農産物の物流コストを削減。(18年度から) 〔手数料の見直し〕 全農と経済連が統合した府県では農協ごとの米穀手数料設定基準を全国一本化し、平均水準の10%削減と稲作所得基盤確保対策等の事務手数料(現行30円程度/60kg)の廃止(19年度から)。	米穀の現行60kgあたり3,000円程度の流通コストを、2,000円以内の可能な限り低い水準に削減。(20年産までに)	全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会
農林水産省による指導等			
農林水産省による指導等	全農に対しては、業務改善命令(17年10月13日)において、「改善計画」(17年12月8日策定)の実行を求めているところであり、同命令に基づき「改善計画」の進捗状況を監視し、その実行が担保されるよう指導。 また、全中等による農協の経済事業改革の指導など、農協系統自らが行う農協の経済事業改革を促進。		農林水産省

7 水産物の食料供給コストの縮減

項目	取組内容・課題	取組目標	取組主体
漁業生産資材費の低減			
漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化	漁船、漁具、燃油等の漁業生産資材費を低減させるため、漁協系統を始めとする関係者による漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化に向けた行動計画の策定及び公表を促す。	漁協系統団体における購買事業の改革・合理化のための行動計画の策定を促進(19年度)。 行動計画の進捗状況を把握の上、適切な実施を促進(20年度以降)	農林水産省、全国漁業協同組合連合会、都道府県漁業協同組合連合会等
	漁業経営に影響を与える燃油価格の高騰に対応し、流通の効率化により、燃油供給コストを縮減する。	燃油供給コストの縮減	農林水産省、全国漁業協同組合連合会、都道府県漁業協同組合連合会、漁業協同組合等、石油元売業者
技術開発等による生産コストの縮減	漁業経営に影響を与える燃油価格の高騰に対応し、省エネルギーや省人・省力化による漁業の合理化を促進する。 地域・グループごとに官民連携のプロジェクトを立ち上げ、収益性向上に繋がる新操業体制への転換、リース事業による漁船更新の促進、低コスト生産への転換に資する漁船・船団構成のスリム化・合理化の促進を集中的に実施する。	漁業経営コストの縮減 23年度までに50件以上のプロジェクトを実施	農林水産省、(独)水産総合研究センター 農林水産省、漁業協同組合等
水産物流通コストの縮減			
流通拠点の整備	「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」(水産庁長官通達)について、産地市場と消費地市場の垂直統合等多様な取組の必要性、買参権の開放の重要性を追加し、地域や取引魚種の特性に応じた産地市場の再編を進める。 産地市場の開設者又は卸売業者が、市場統廃合かつ買参権開放に取り組むための産地取引の実証試験、電子商取引システムの開発等の条件整備を行う場合に支援を行う。 相当程度の取扱量・金額規模の産地市場を有する地域を対象として、高度な衛生管理に対応した流通施設の整備を重点的に実施。 水産業協同組合が、統廃合市場かつ買参権開放市場	18年度に815の水産物産地市場を22年度までに500に統合 21年度までに全国で概ね10地域を対象に産地市場統廃合を伴うコスト削減の実証試験を実施 21年度までに漁	農林水産省、都道府県 農林水産省 農林水産省 農林水産省

	<p>で、自ら買参権を持って水産物を買取り、販売する場合には、重点的に水産物の保管・出荷経費の支援を行う。</p>	<p>業者団体等と最終実需者との直接取引に対する支援を全国で概ね20地域を対象に実施</p>	
<p>多様な流通経路の構築</p>	<p>地域の水産物を活用した新商品の開発・サービスの提供や、新たな流通経路の構築を支援する。</p> <p>需要者との間で、予め規格、価格を設定するなど安定的な取引を行う水産業協同組合に対し、水産物の保管・出荷経費を支援する。</p>	<p>21年度までに全国で概ね10地域を対象に新たなビジネスモデルの実証試験を実施</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>